

令和 7 年 3 月 定例教育委員会

○ 開催概要

○ 開催日時	令和 7 年 3 月 21 日（金）13 時 00 分～14 時 39 分		
○ 開催場所	県庁 22 階 教育委員室		
○ 出席者 （委員等）	教育長 教育長職務代理者 委員 委員 委員 委員 委員	柳 橋 富 田 庄 司 幡 谷 伊 藤 磯 部 森	常 喜 敬 子 一 子 史 朗 道 子 大吾郎 淳 一
（事務局職員）	総務企画部長 学校教育部長 総務課長 教育企画室長 財務課長 生涯学習課長 文化課長 私学振興室長 教育改革課長 義務教育課長 高校教育課長 特別支援教育課長 保健体育課長	川和田 庄 司 宮 崎 富 樫 山 本 中 村 真 木 平 賀 阿 部 若 松 深 澤 仲 野 高 橋	由紀子 一 裕 薫 仁 彰 晃 裕 珠 美 陽 水 靖 将 昭 裕 一 美紀代 祐 二 清

○ 議 案

議 題	案 件 名	担 当 課	公開・ 非公開の別
1 議案			
第 51 号議案	茨城県教育庁組織規則等の一部を改正する規則について	総務課	公 開
第 52 号議案	茨城県教育庁等事務専決規程等の一部を改正する訓令について	総務課	公 開
第 53 号議案	茨城県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について	教育改革課	公 開
第 54 号議案	茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令について	高校教育課	公 開
第 55 号議案	茨城県立里美野外活動センター管理規則の廃止について	保健体育課	公 開

第 56 号議案	茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則について	総務課	非公開
第 57 号議案	教職員の旅費の調整基準に関する訓令の一部を改正する訓令について	総務課	非公開
第 58 号議案	教職員の人事について	教育改革課	非公開
第 59 号議案	教職員の人事について	教育改革課	非公開
第 60 号議案	教職員の人事について	教育改革課	非公開
第 61 号議案	教職員の人事について	教育改革課	非公開
第 62 号議案	教職員の人事について	教育改革課	非公開
第 63 号議案	令和 7 年度茨城県市町村立学校校長の人事について	義務教育課	非公開
第 64 号議案	令和 7 年度茨城県県立中学校、高等学校及び中等教育学校校長等の人事について	高校教育課	非公開
第 65 号議案	令和 7 年度茨城県県立特別支援学校校長の人事について	特別支援教育課	非公開
第 66 号議案	令和 7 年度教育庁等部課長級職員の人事について	総務課	非公開

※非公開の議案等については、会議録は公開されません。

○ 会議録

1 開 会

教育長による開会の宣言後、非公開審議項目について提案し、各委員から了承された。

2 議 事

(1) 公開審議

発 言 者	発 言 内 容
【第 51 号議案】 茨城県教育庁組織規則等の一部を改正する規則について	
【第 52 号議案】 茨城県教育庁等事務専決規程等の一部を改正する訓令について	
総 務 課 長	資料①、②に基づき説明
(主な質疑・意見等)	
幡 谷 委 員	生徒支援・いじめ対策推進室の設置ということで、この問題は大変喫緊の課題として、みんなが取り組まなければいけない最重要事項ということで、独立した室に格上げしたという解釈でよろしいでしょうか。その時に、課と室がございますが、なぜ室なのでしょう。逆に言うとなぜ課にはなれないのでしょうか。その点をご質問させていただきます。
総 務 課 長	組織の名称について、課として設置するか、室として設置するかに決まりはございません。組織を新設する場合、課として設置することが一般的ではございますが、これまで義務教育課に課内室として同名称の生徒支援・いじめ対策推進室を設置しておりまして、保護者や児童生徒、私立学校、民間フリースクール運営団体など、様々な関係者に周知されておりますので、あえて名称を変えないことで、関係者への影響を最小限にする方がよいと考えたところでございます。
幡 谷 委 員	人員は変わるのでしょうか。また、決裁権に大きな違いはあるのでしょうか。
総 務 課 長	今回、課内室ではなく独立とした室になりますので、室長が決裁権を持つようになります。 義務教育課の室と高校教育課のグループを1つにしたのですが、人員は、今までと比べて1名増員として拡充しております。
幡 谷 委 員	そうすると課と室というのは、それほど明確な違いがあるわけではないということでしょうか。
総 務 課 長	はい。予算も独立しております。専門的な課題にスピード感を持って対応できような組織は、室として設置することが多いように思います。
審 議 結 果	可 決 (両議案)

発 言 者	発 言 内 容
【第 53 号議案】 茨城県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について	
教育 改革 課 長	資料③に基づき説明
(主な質疑・意見等)	
富 田 委 員	審査会を立ち上げるということですが、本人が申請書を出すに当たっ

	て、医師などプロから追加の資料を求めるということもあるのでしょうか。
教育 改革 課 長	これは審査会に判断が委ねられることになりますけれども、文部科学省から提出書類の例について提供がありまして、社会的活動等の状況ということで、特定免許状失効者となった後の社会的活動等や再犯防止策に関する自己申告書の他に、複数の医師等による診断書・意見書、あるいは更生プログラム等の受講歴等評価書そういったものを添付することが望ましいとされております。 県で審査会を作ったときには、こういったものを求めていきたいと思っております。
磯 部 委 員	資料には、以前性暴力を行ったことによって懲戒免職になった教員は二度と戻ってこないということが基本的な趣旨になっているのですが、他に、総合的に判断することが求められるということも書いてあるのですけれども、別の言い方をすれば、戻ってこられる可能性があるということになりますか。 もし、5人の委員の全会一致で戻ってもいいということになれば戻れる。そういうことはあってはいけないと私個人的には思うのですが、そういう猶予は持たせるということですね。
教育 改革 課 長	従前までは、形式的な要件が整っていれば再授与しなければいけないというところを、再授与するに当たってかなりハードルを上げたところがあります。 この法律の趣旨は、そもそも再授与しないということが基本的な考えですけれども、必要書類として、医師の診断書と意見書や更生プログラムでどういったものを行っているか、申請者の復職を求める嘆願書など、そういったものを総合的に判断してというような立て付けになっております。 ただ、これからの審査会の判断によると思うのですけれども、これはかなり厳格に対応していくべきものと考えております。
磯 部 委 員	本来そうあるべきですよ。戻れる猶予があるというところが気になったのですけれども、法律上そうしないといけないことですよ。
教育 改革 課 長	法律上はそうなります。ただし、再授与するかしないかは県の教育委員会の判断となります。
幡 谷 委 員	磯部委員のご質問とも関連するのですが、仮に審査会で総合的に復職してもいいでしょうと判断された場合、仮にまた再犯が起きた場合、審査会の責任も問われるでしょうし、ものすごく大きな影響が出ると思うのですが、何かそういう想定はされておりますでしょうか。
教育 改革 課 長	基本的には審査会はかなり厳しく見ていただくというところで、その意見を踏まえ、最終的には教育委員会の再授与となりますので、責任は教育委員会になると思うのですけれども、その前段階で、かなり厳しくハードルを設定する必要があると思います。 繰り返しますが、法律の趣旨としては、再授与を行わないことが基本的な考えということですので、それでも大丈夫だということを、申請者本人がどのように証明するのかというところです。

審 議 結 果	可 決
---------	-----

発 言 者	発 言 内 容
【第 54 号議案】 茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令について	
高 校 教 育 課 長	資料④に基づき説明
(主な質疑・意見等)	
幡 谷 委 員	意見なし
審 議 結 果	可 決

発 言 者	発 言 内 容
【第 55 号議案】 茨城県立里美野外活動センター管理規則の廃止について	
保 健 体 育 課 長	資料⑤に基づき説明
(主な質疑・意見等)	
幡 谷 委 員	意見なし
審 議 結 果	可 決

(2) 非公開審議

発 言 者	発 言 内 容
【第 56 号議案】 茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則について	
総 務 課 長	資料（非公開）に基づき説明
(非公開審議の審議内容及び資料は公開されません。)	
審 議 結 果	可 決

発 言 者	発 言 内 容
【第 57 号議案】 教職員の旅費の調整基準に関する訓令の一部を改正する訓令について	
総 務 課 長	資料（非公開）に基づき説明
(非公開審議の審議内容及び資料は公開されません。)	
審 議 結 果	可 決

発 言 者	発 言 内 容
【第 58 号議案】 教職員の人事について	
教 育 改 革 課 長	資料（非公開）に基づき説明
(非公開審議の審議内容及び資料は公開されません。)	
審 議 結 果	可 決

発 言 者	発 言 内 容
【第 59 号議案】	

教職員の人事について	
教育 改 革 課 長	資料（非公開）に基づき説明
（非公開審議の審議内容及び資料は公開されません。）	
審 議 結 果	可 決

発 言 者	発 言 内 容
【第 60 号議案】	
教職員の人事について	
教育 改 革 課 長	資料（非公開）に基づき説明
（非公開審議の審議内容及び資料は公開されません。）	
審 議 結 果	可 決

発 言 者	発 言 内 容
【第 61 号議案】	
教職員の人事について	
教育 改 革 課 長	資料（非公開）に基づき説明
（非公開審議の審議内容及び資料は公開されません。）	
審 議 結 果	可 決

発 言 者	発 言 内 容
【第 62 号議案】	
教職員の人事について	
教育 改 革 課 長	資料（非公開）に基づき説明
（非公開審議の審議内容及び資料は公開されません。）	
審 議 結 果	可 決

発 言 者	発 言 内 容
【第 63 号議案】	
令和 7 年度茨城県市町村立学校校長の人事について	
義 務 教 育 課 長	資料（非公開）に基づき説明
（非公開審議の審議内容及び資料は公開されません。）	
審 議 結 果	可 決

発 言 者	発 言 内 容
【第 64 号議案】	
令和 7 年度茨城県県立中学校、高等学校及び中等教育学校校長等の人事について	
高 校 教 育 課 長	資料（非公開）に基づき説明
（非公開審議の審議内容及び資料は公開されません。）	
審 議 結 果	可 決

発 言 者	発 言 内 容
【第 65 号議案】	

令和 7 年度茨城県県立特別支援学校校長の人事について	
特別支援教育課 長	資料（非公開）に基づき説明
（非公開審議の審議内容及び資料は公開されません。）	
審 議 結 果	可 決

発 言 者	発 言 内 容
【第 66 号議案】	
令和 7 年度教育庁等部課長級職員の人事について	
総 務 課 長	資料（非公開）に基づき説明
（非公開審議の審議内容及び資料は公開されません。）	
審 議 結 果	可 決

3 閉 会

教育長が閉会を宣言した。